○国土交通省告示第三百九十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年三月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第2443号	船外機（小型船舶用）	ＢＡＤＳ	本田技研工業株式会社	ギアケースの材質及び塗装下地処理の変更
第4399号	〃	ＢＡＢＪ	〃	〃
第4400号	〃	ＢＡＡＪ	〃	〃
第4477号	〃	ＢＡＭＪ	〃	〃
第4478号	〃	ＢＡＬＪ	〃	〃

○国土交通省告示第三百九十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年三月二十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4533号	小型船舶用浮力補助具（固型式）	ＫＢ―60型	東洋物産株式会社	オプションとして覆布の生地を追加

○国土交通省告示第三百九十三号

次の水先免状を無効としたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第八条の規定により告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

免状の種類	免状の番号	氏名	交付年月日
内海水先区一級水先人水先免状	第二一二四号	武藤　兼廣	平成二十一年一月二十三日

○近畿地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
紀の川市名手西野字杉ノ森三五〇番一から同市後田字松原四番一まで	前	九・二三～一一・一四メートル	〇・一九〇キロメートル
	後	一一・三五～一二・一七メートル	〇・一九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　二十四号　紀の川市名手西野字杉ノ森三五〇番一から同市後田字松原四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十三日

○近畿地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
田辺市芳養松原一丁目一二四七番九地先から同市芳養松原一丁目一三一〇番一まで	前	一〇・二三～一一・六二メートル	〇・〇四五キロメートル
	後	一〇・二三～一六・二六メートル	〇・〇四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　四十二号　田辺市芳養松原一丁目一二四七番九地先から同市芳養松原一丁目一三一〇番一まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十三日

○近畿地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川字在之内一〇五八番二から同町大字湯川字在之内一一〇四番三まで	前	七・二七～九・三二メートル	〇・〇五六キロメートル
	後	八・〇七～一五・〇二メートル	〇・〇五六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　四十二号　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川字在之内一一〇四番三から同町大字湯川字在之内一一〇五八番二まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十三日